

東京都公文書館史料

解読チャレンジ講座

第2回 明治の「町触」を読もう

～明治初年の法令伝達～

編集・発行 東京都公文書館

平成16年12月 日

〒105-0022 東京都港区海岸1-13-17

東京都公文書館 史料編さん係

03-5470-1336

© 東京都

この内容を無断で複製頒布することはできません。

団体に教材等にご利用の場合は、上記までお知らせください。

目次

史料	2
解読文	4
史料解説	7
式拾三番組所属地域図	11

史料

【表紙】



町触（明治2年4月）

出典：明治二年 御触廻状綴込

式拾三番組扱所

文書請求番号 605 A7 - 3

【史料本文1】



解読文

(表紙)

明治二巳年正月より六月

布第八十四号

御觸廻状綴込

三冊之内

式拾三番組

第一号一壺番

扱所

(史料本文1)

町觸

今般

御駐輦二付(て)而者、府下取締(て)向別(て)而

嚴重二行届候様 御沙汰候事

四月

右之通被 仰渡候間、府下之もの共厚

御趣意相弁、小前末々迄(も)茂不取締

之儀無之様可致事

四月

東京府

右之趣市中江(て)不洩様可觸所者也

巳四月

(史料本文2)

東京区内並最寄共事变候儀者、以来(は)

東京府江持参、監察方御詰所江直二(て)

差出候様御沙汰二付、向後事立候儀者御届書(は)

御腰懸江持参、当番世話懸江御打合御差(て)

出可被成候、此段御達申候、以上

但忍入盗賊其外通例之義者^(注)是迄之通

御取計可被成候

巳四月三日

世話懸当番

菊 御紋相用申間敷旨兼^(注)而御觸被

仰渡御座候処、今以商ひ品上ハ包紙等二相

見候趣、早々相改候様御心付可被成候、以上

四月二日

御用伺当番

町々往還木戸取払可申旨先達^(注)而被

仰付候処、未夕取払不申分も有之候哉二付

(史料本文3)

早々為取払候様改正御懸り方より御沙汰二付

御支配限御取調、取払相残候分早々為取払

其段御返答来ル十二日御持寄可被成候、以上

但御締関門等者^(注)取払二及不申候

四月八日

御用伺当番

右之通町内限末々迄行届候様可被相達候

且町内者^(注)勿論最寄共事変候儀ハ早々

可被申聞候、以上

四月九日

中年寄
添年寄

- ① 山元
- ② 平壹
- ③ 平貳
- ④ 平三
- ⑤ 木挽町替地
- ⑥ 壹
- ⑦ 貳
- ⑧ 三
- ⑨ 四
- ⑩ 五
- ⑪ 六
- ⑫ 七
- ⑬ 八
- ⑭ 九
- ⑮ 十
- ⑯ 谷町

元平河町
亀有町代地

飯田丁

教授所

三組町代地

日枝門前

史料解説

～明治初年の法令伝達～

式拾三番組扱所の「御触廻状綴込」について

明治初年の法令伝達

明治維新は「御一新」と呼ばれるように、種々の制度が大きく変わり、近代的な制度が次々と導入された時期です。しかし近代的な制度*1がいきなり始まったわけではありません。法令の伝達も、明治初年においてはまだ江戸時代のしくみを応用して行われていました。

江戸時代において法令伝達は、武家方・寺社方・町方と身分別に行われていました*2。町人に知らせる場合は、町奉行から町年寄 年番名主 番組内各名主 持ち場の町人へと、口頭または書面で伝えられていました。

書面による場合、各名主には本文の後に回達先の町名を列挙した「廻状」という形式で伝達され、回ってきた触れの内容は名主が書き写して手元に残し、町名に回覧の印をつけて次の町へ廻していました。

ここで紹介している史料でも、触れの冒頭に、まさに江戸時代さながらの「町触」という題がつけられ、触れの最後には町名が列挙されています。受け取った町名には や合点が付されているのがわかります。江戸時代の形式を受け継いでいることがわかる興味深い史料です。

触れの伝達ルートを見ますと、東京府 世話掛・御用伺当番 各区添年寄・中年寄 各町となっています。実はこの触れが出される前月（明治2年3月）に名主は廃止され、代わりに中年寄・添年寄がそれぞれ50名弱任命されています。50名という人数からもわかるように、五十の行政区に中年寄、添年寄が各一名ずつ置かれました。さらに中年寄の中から世話掛として8人、世話掛肝煎として3人が任命されています*3。「当番」という文言から、彼ら世話掛が順番に東京府へ出勤し、出された触れをとりまとめて各区へ伝達していたことがわかります。

式拾三番組－明治2年の行政区分

表紙に見える「式拾三番組」とは、上記の五十区のひとつです。地域的には現在の千代田区麴町・平河町辺になりますが、まだ武家地・寺社地と町人

地は別扱いだった*4ので、後掲の地図（貳拾三番組所属地域）で見るとかなり離れた地域が含まれています。

区の事務を取り扱ったのが「扱所」です。つまり、ここに紹介した史料は、明治2年の区の公文書と言うことになります。

触れの内容

この触れが出される10日ほど前、3月28日には、明治天皇が再度京都から東京へ着輦（ちゃくれん）しています。これらの触れは、それに伴って市中の治安を強化するために東京府から出されたもので、明治2年4月3日から9日にかけての3つの触れが含まれています。

変事があったときの届出方法の変更について触れたもの

天皇家の紋である菊の文様の使用を禁止したが、まだ商品の包装紙などに使っている例が見られるので取りやめること

江戸期から町々に設けられていた木戸を取り払うこと

を命じています。この頃、治安確保のため市中には屯所・関門が数多く設けられており、町単位の木戸は却って取締の支障になったことによるものと思われる。

明治初年の東京府

東京府とは、江戸時代の町奉行所を引き継いだ南北の市政裁判所を合併して、明治元年（1868）8月17日幸橋内柳沢邸に設置された役所で、東京市中の行政を担当しました。触れの文言に「腰懸」という言葉がみられますが「白洲」（しらす）や「牢」も設けられ、構造的に町奉行所と変わらないものであったようです。都立中央図書館特別文庫には建物の絵図面が所蔵されています（「幸橋内東京府庁総地絵図」 東京誌料 641-3）。

東京府内部の組織は、このころ頻繁に改変されているため、大変わかりにくいのですが、この触れが出された4月の時点で、訴訟方、記録方、監察方、郡政方、社寺方、検例方、常務方、上水屋敷改、囚獄長、出納方、橋方、町会所掛、消防方などに分かれています*5。

触れの末尾に見える町名と現在の地名は以下のとおりです。

資料の表記	当時の町名（現在の地名）
壱・弐	麴町一・二丁目（千代田区麴町一丁目）
三	麴町三丁目（千代田区麴町二-三丁目）
四	麴町四丁目（千代田区麴町三-四丁目）
五・六	麴町五・六丁目（千代田区麴町四丁目）
七・八・九	麴町七・八・九丁目（千代田区麴町五丁目）
十	麴町十丁目（千代田区麴町六丁目）
谷町	麴町谷町（千代田区麴町一-五丁目）
隼	麴町隼町（千代田区隼町）
山元	麴町山元町（千代田区麴町三-四丁目）
平壱～三	平河町一～三丁目（千代田区平河町一丁目）
木挽町替地	麴町平河町三丁目脇木挽町四丁目裏上納地替地（千代田区平河町一丁目）
飯田丁	元飯田町（千代田区富士見一丁目・九段北一丁目）
教授所	麴町平河町一丁目続教授所附町屋敷（千代田区平河町一丁目）
三組町代地	湯島三組町続拝領屋敷切地代地（千代田区平河町一丁目）
日枝門前	永田馬場日枝門前（千代田区永田町二丁目）
元平河町	元平河町（千代田区平河町一丁目）
亀有町代地	湯島亀有町代地（千代田区平河町一丁目）

注

1. 明治以降現在に到るまでの近代的な法令伝達については、東京都公文書館ホームページ掲載のレファレンスの杜「東京都広報の歴史」
(http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/kouhou_index.htm)参照
2. ここには取り上げていないが、町方に入らない村落地域は「地方」（じかた）と呼び、法令はそれぞれの支配領主、あるいは幕府直轄領であれば代官から名主へと触れ出されていた。
3. 「東京市史稿」 市街篇 第五十 530 ページ
4. 明治4年（1871）末に、武家地社寺地などの区分を廃止して、地域的な単位として大区小区を設置するまでは身分別の支配が継続した。

5. 「東京都職制沿革」東京都公文書館編 1991年 東京都

参考文献

- 「区制沿革」都史紀要五 1958年 東京都
- 「市中取締沿革」都史紀要二 1954年 東京都
- 「東京百年史」第二巻 第二章第一節 1972年 東京都
- 「東京都の地名」日本歴史地名大系 13 2002年 平凡社
- 「江戸学事典」1984年 弘文堂
- 増補版「江戸東京年表」大濱徹也・吉原健一郎編 2002年、小学館

式拾三番組所属地域図

